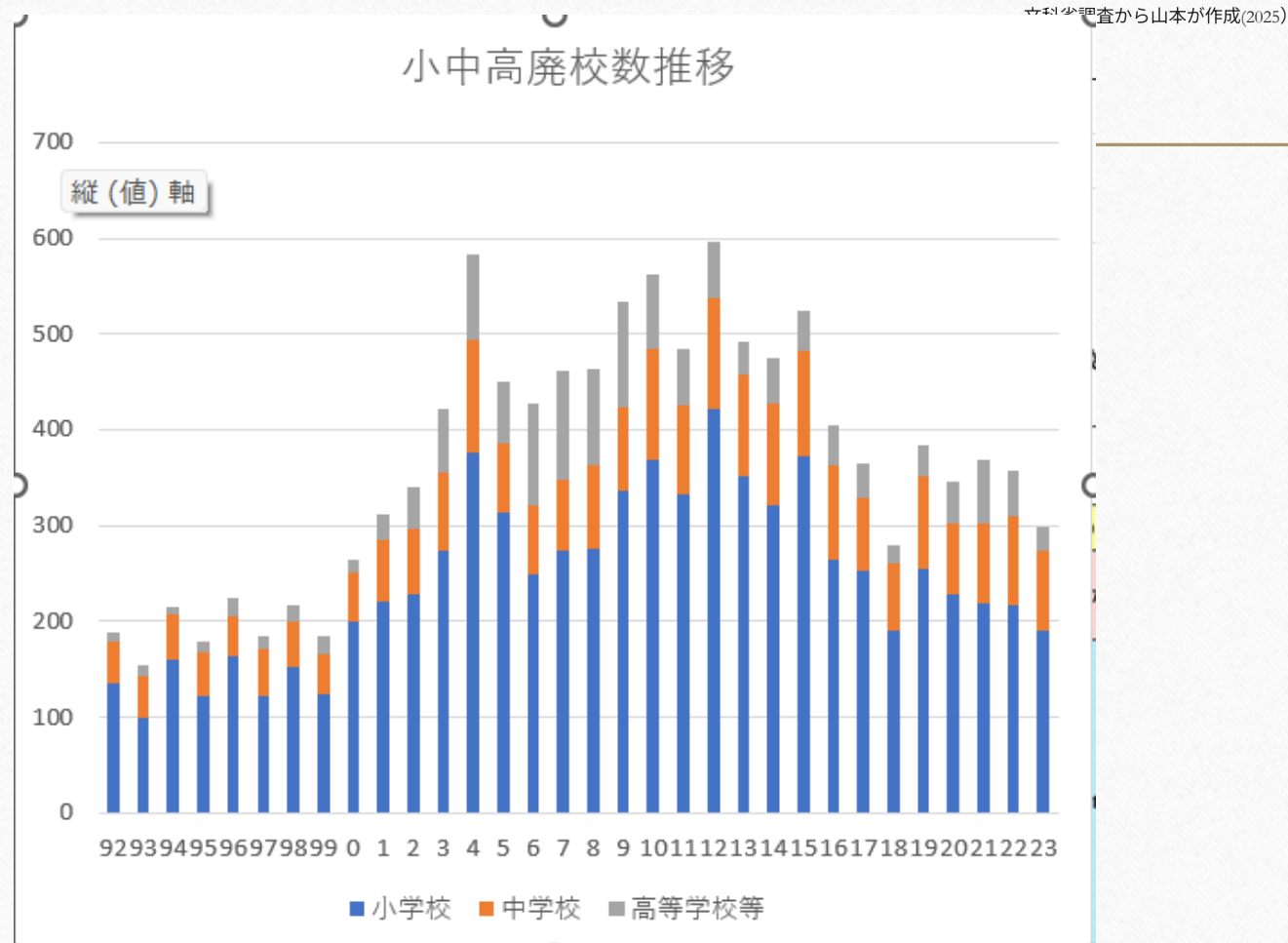


# 荒川区の学校統廃合・小中一貫校 を考える

---

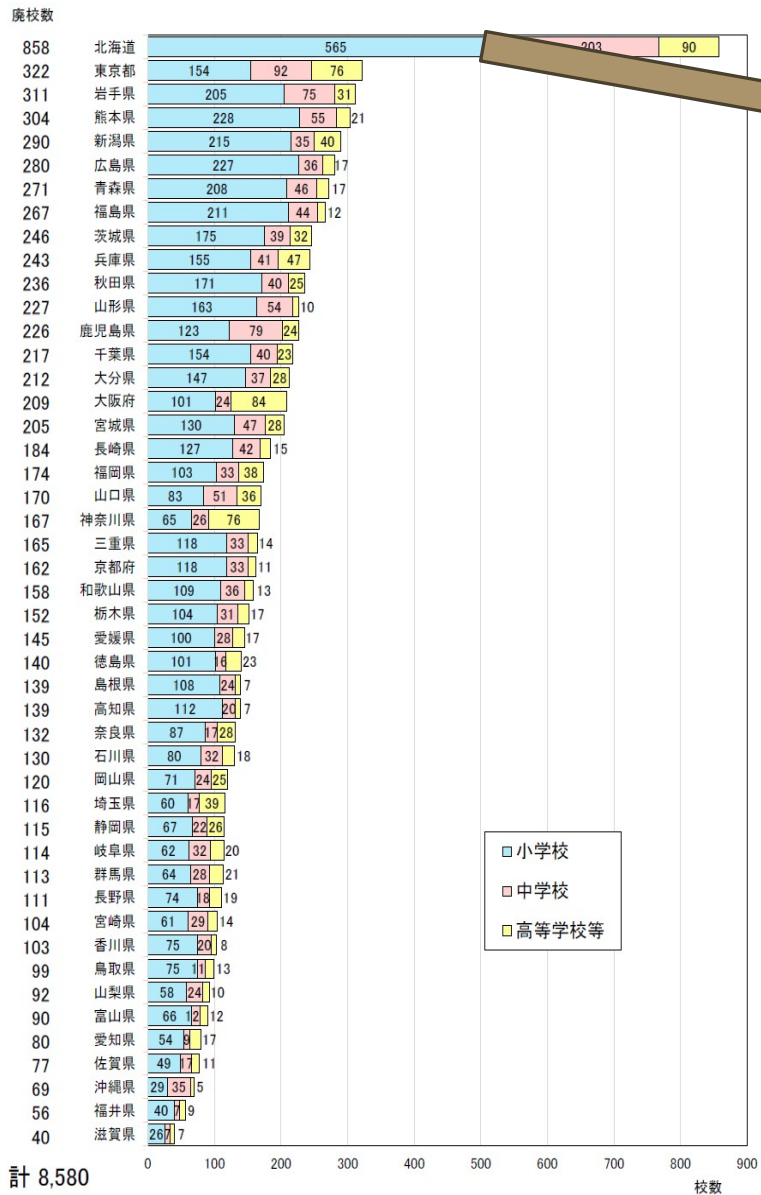
山本由美（和光大学名誉教授・東京自  
治問題研究所）

# 1. 2000年台から廃校数高止まり 年間約450校が廃校(2003-23平均)

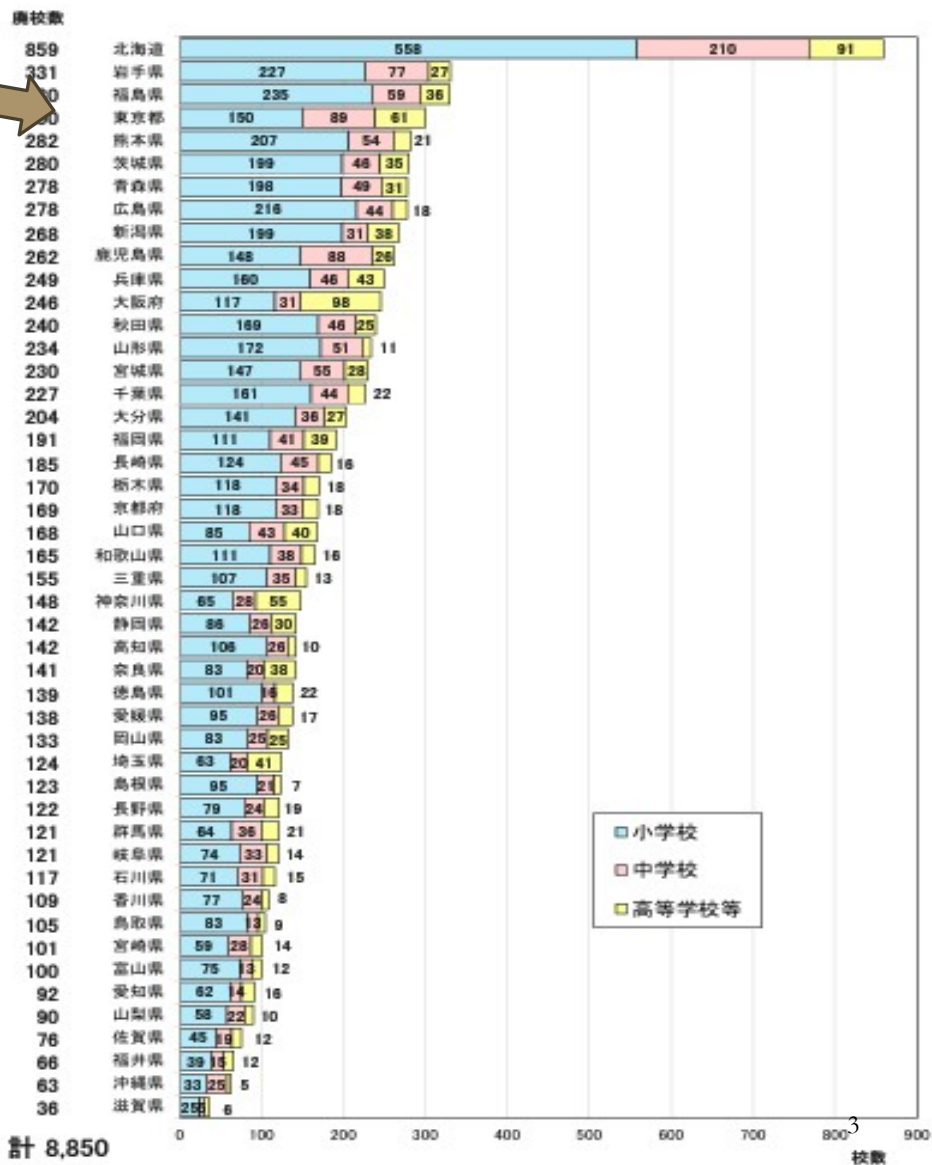


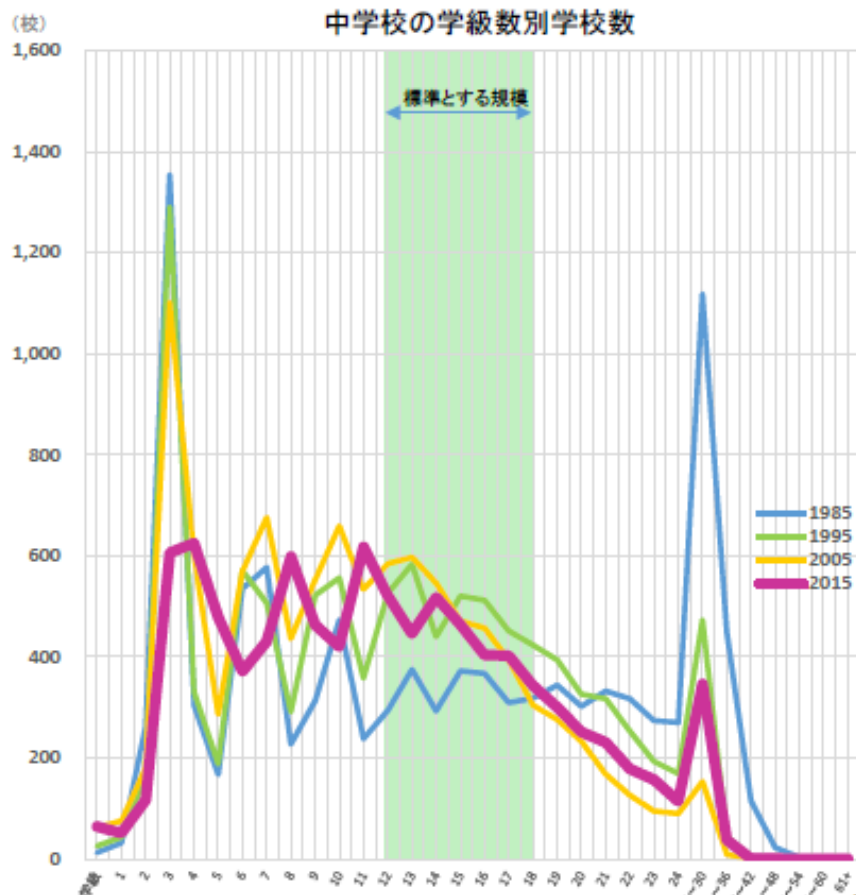
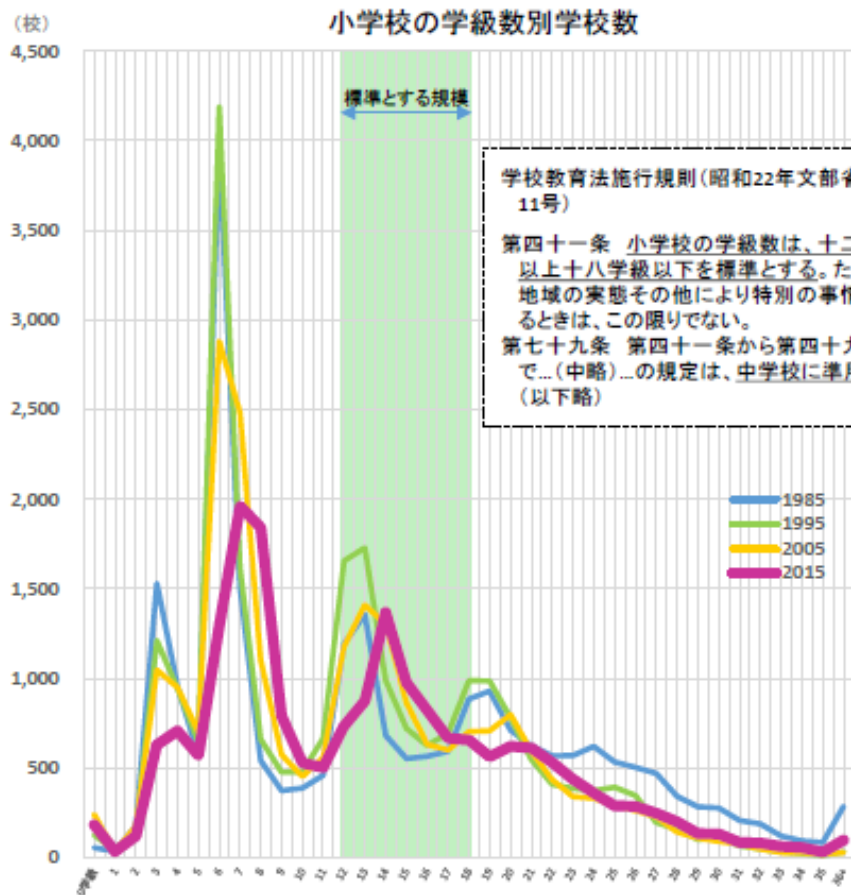


公立学校の都道府県別廃校発生数（平成14年度～令和2年度）



公立学校の都道府県別廃校発生数（平成16年度～令和5年度）





(それぞれ文部科学省「学校基本調査」から作成)



# 政策の変化

## 教育的効果と学校規模の相関はない と確認できたはずだったのに・・・

- 1970年代、過疎地対策 統合校舎に国庫負担3分の2に引き上げ
- 1973年文部省「Uターン」通達、「小規模校には教職員と児童・生徒との人間的な触れ合いや個別指導の面で小規模校としての教育上の利点も考えられる」 →小規模校として存置し充実する方が望ましい場合もある。
- 「適正規模」はあくまで「施設整備の配置」、「教員定数の充実」という点から見て望ましい（国会回答、旧「手引き(1957年)より」）
- 統廃合判例「（小）徒歩通学など教育諸条件は子どもの人格形成に意義」（1976．名古屋高裁金沢支部判決）
- →2015文科省統廃合「手引き」で通達・前「手引き」廃止、単学級以下校の統廃合の適否を速やかに検討、スクールバスなどおおむね1時間以内



2014. ～

# 政策的に学校統廃合重点化

- 2010頃～ 「グローバル人材」養成 ⇒ 学校複線化 経産省など
- 2012. 第2次安倍政権 「平成の学制大改革」 6・3制見直しへ
- 2014.～ 「地方創生」スタート 地域の新自由主義的再編へ
- 2015. 学校教育法改正 「義務教育学校」
- 2016. 22校開設⇒ 2024. 全国で238校
- 2014～2016年度 「公共施設等総合管理計画」を総務省が「要請」
- 2015. 内閣府経済財政諮問会議 経済財政一体化推進委員会 改革工程表で「学校の適正規模化」が教育の筆頭頁
- 2015. 文科省、統廃合の「手引き」58年ぶり改正、
- 単学級以下校の統廃合の適否を速やかに検討  
スクールバス等を用いておおむね1時間以内

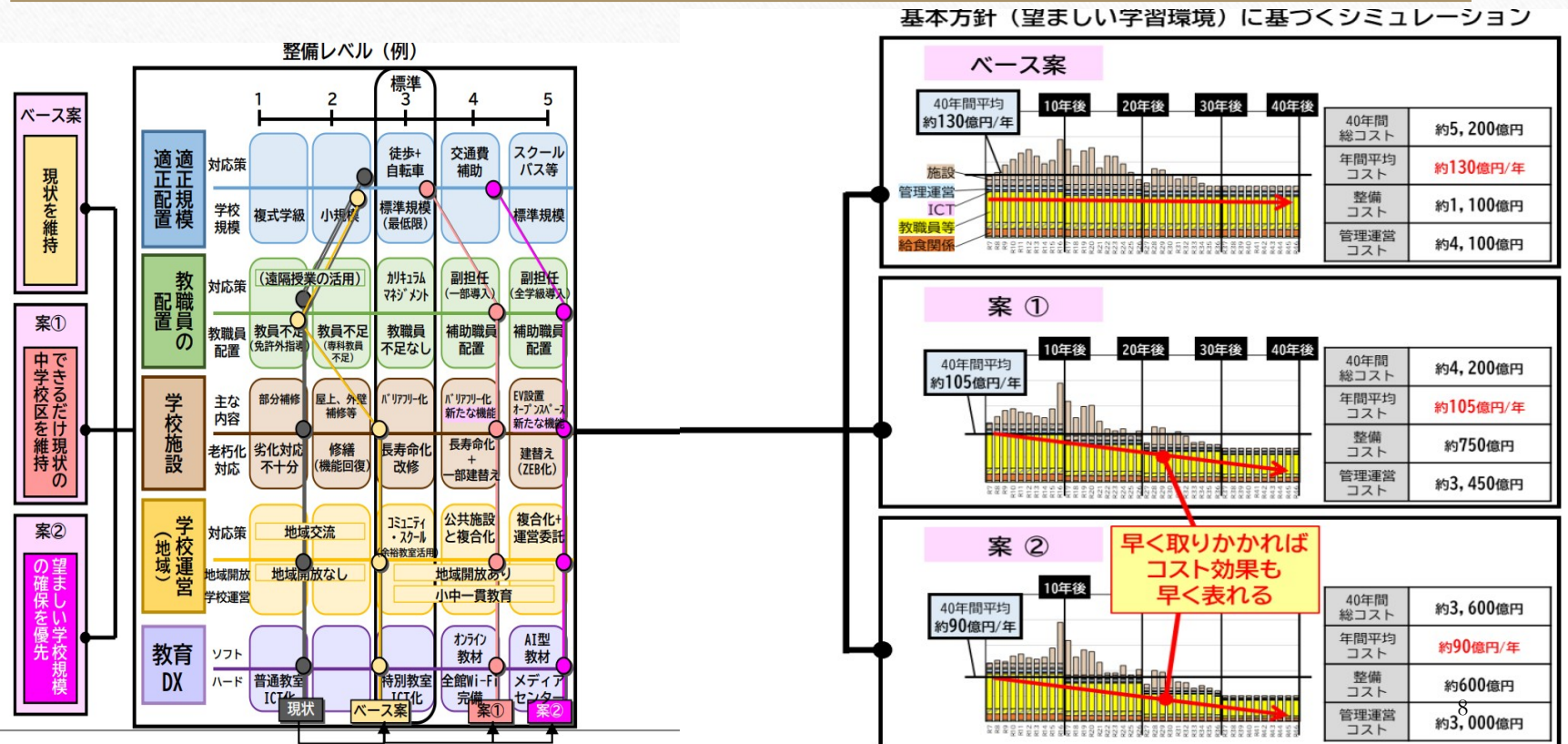
# 公共施設等総合管理計画が後押し (2014-2016年度. 総務省が全自治体に要請)

---

- 人口減少、税収減の中、公共施設総延床面積を縮小し将来的に算定される
- 改修の予算不足を予め回避する、自治体に長期間の計画策定を要請
- 強力な財政誘導 計画策定費、施設解体費（75%）に地方債を適用、
- 公共施設等適正管理推進事業債、2021年度期限が5年間延長に(2022-2026年度)
- 最も財政措置が手厚い「集約化」・「複合化」(充当率90%、交付税措置率50%)
- 「長寿命化」などにも
- コンサルタントとして、東洋大学PPP研究センター、根本祐二氏らが関与、デロイト・トーマツなども、強引な計画に各地で住民らが運動



# 2024.小中一貫、複合化、運営委託、教育DX 早く取りかかればコスト削減（文科省委託調査）



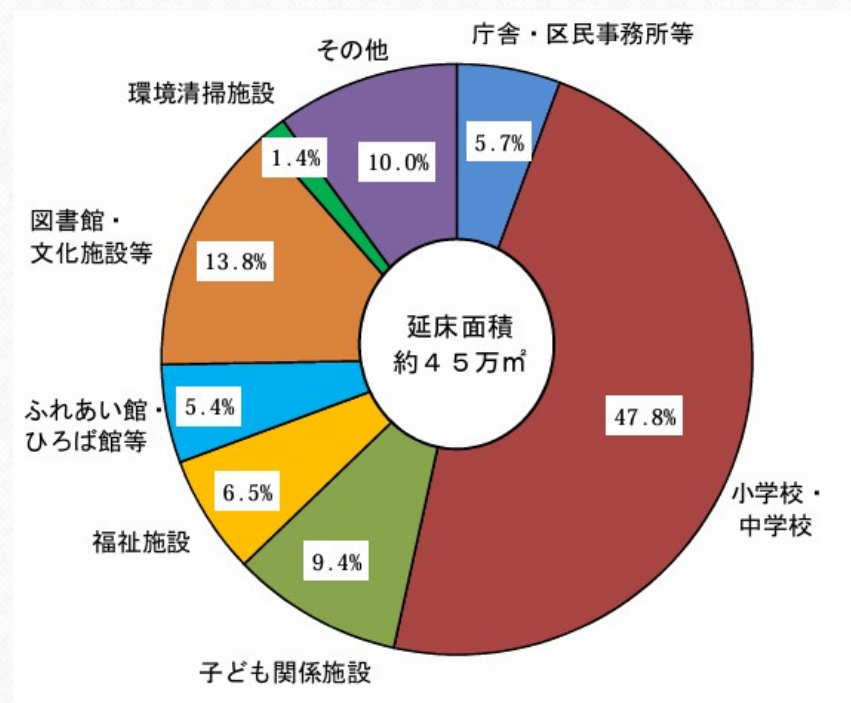


# 中教審「令和の日本型教育」で 「手引き」直しの可能性も

---

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために
- 2025.3 第1回～
- 「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議
- 飯田市元市長牧野光郎氏が委員、小規模特認校上村小を1つのモデルケースとして公表、地域に一定着目
- 2015の文科統廃合「手引き」を改訂することに言及

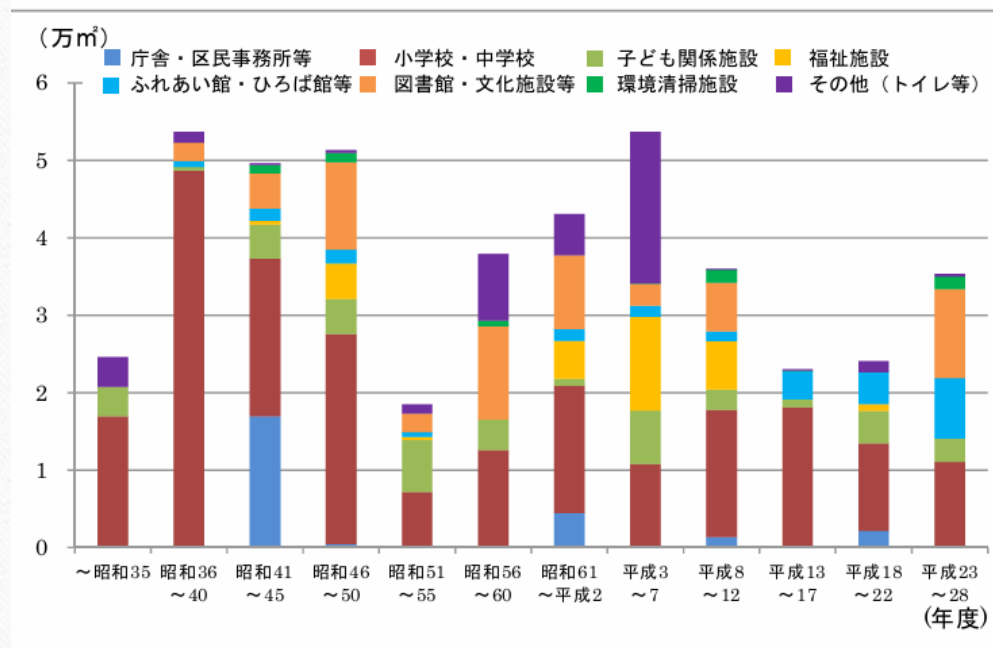
## 2. 荒川区公共施設等総合管理 計画（2017）





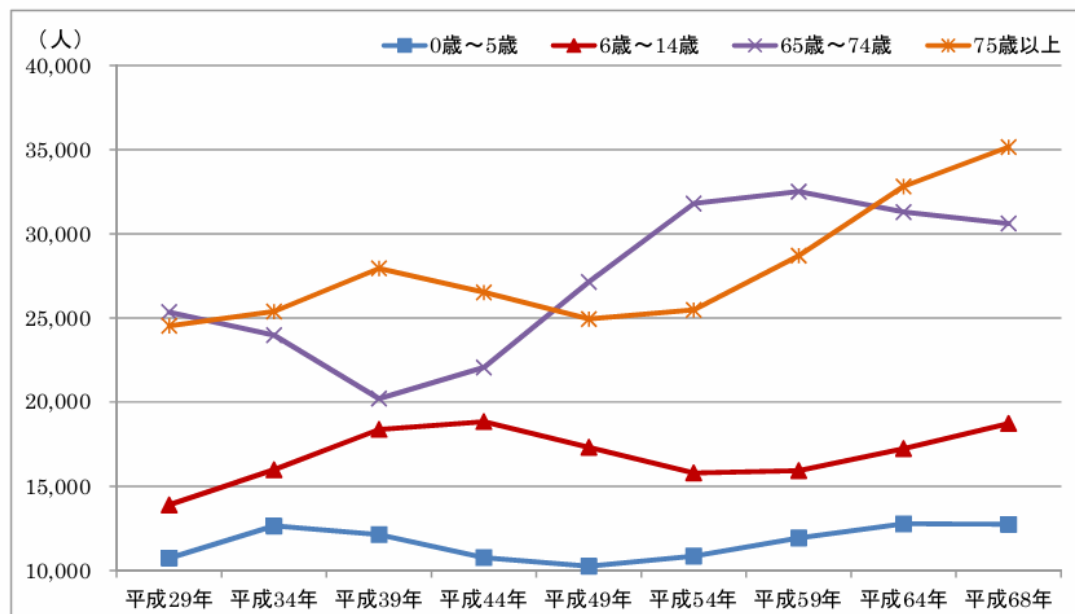
# 1960-70年代に多い小中学校建設 その後分散的に建設も

図2-4 建築年度別用途別面積



# 児童生徒数微増

図2-10 平成68年までの各年代の人口推計（15～64歳を除く）





# 過去5年の更新費平均>80年更新費 <65年更新費 意外と不足分が少ない

図2-14 公共施設・インフラの更新・改修費用（更新周期65年）

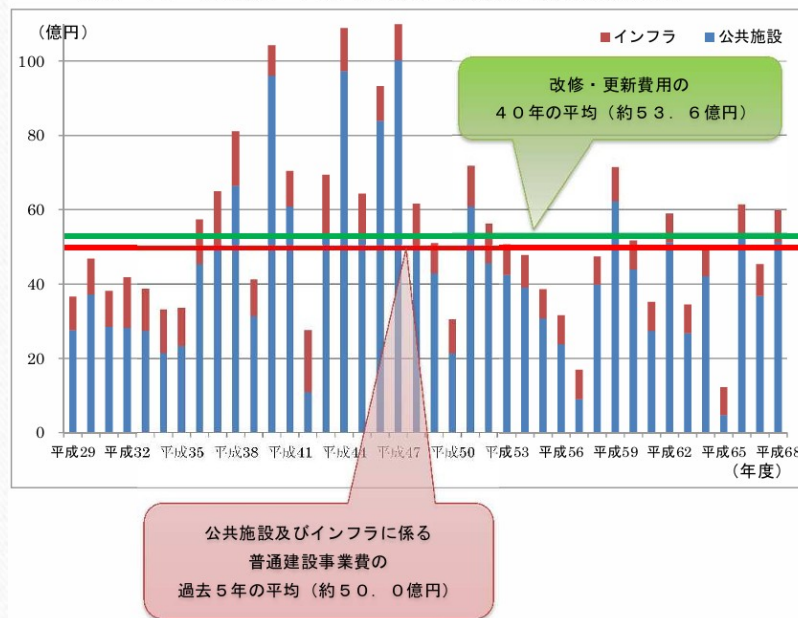
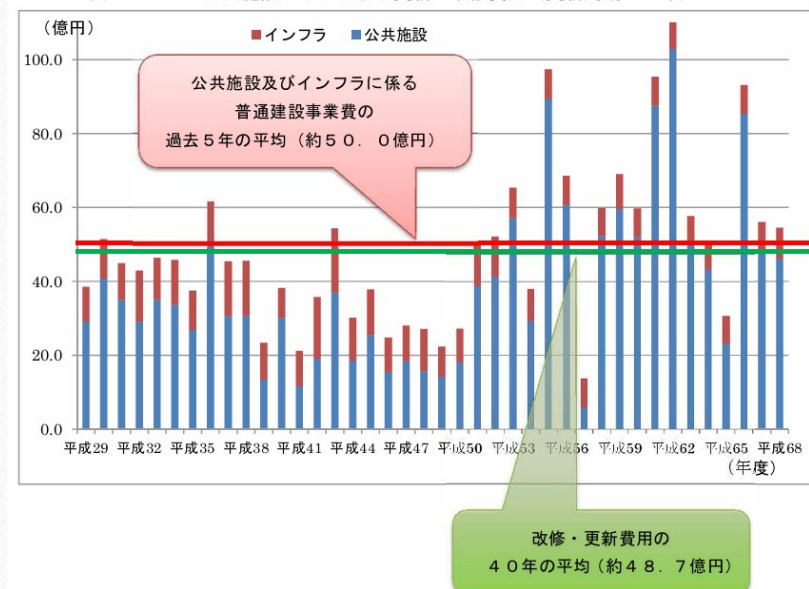


図2-15 公共施設・インフラの更新・改修費用（更新周期80年）



# 2025年度事務事業分析シート

---

- 施設及び設備等の適切な改修等を計画的・緊急的に行うことは必要不可欠
- 令和6年度建替えにおける建物規模等の調査実施
- （小学校12校、中学校4校、その他3箇所）
- 令和6～7年度 令和37年度までに築80年を経過する25施設（小学校18校、中学校5校、幼稚園1園、その他1施設）対象に、「学校施設建替え計画」策定に向けた検討実施
- 学校プールの在り方検討実施（民間活用の試行等）



### 3. 荒川区の学校統廃合 (1) これまでの経緯

---

- 1986. 第1次学校統廃合計画開始
- 2000. 第3次荒川区立小中学校統廃合計画
- 小9校⇒4校 中4校⇒2校 に最大規模計画
- 2001. 小中学校適正配置協議会（町会、青少年団体、PTAなど）
- 九中、四中、七中などで保護者ら「存続協議会」
- 2002. 学校選択制導入 2003.区一斉学力テスト結果公表

# 荒川区第二日暮里小 全員の顔と名前がわかる学校 縦割りを駆使して複雑な人間関係も

---

- 65名の荒川区立第二日暮里小学校
- 2003．学校選択制で新入生ゼロにされ、来年度ゼロなら廃校
- 教職員、保護者、地域、同窓会、そして、子どもたちが一体になって学校を盛り上げるために何でもやった1年
- 全校で金管バンド、上級生が下級生に学習を教える朝の会
- なつまつり、ファッションショー、土曜日企画など
- ⇒2004．15名入学決定、存続決まり「6年生を送る会」で喜びが爆発！



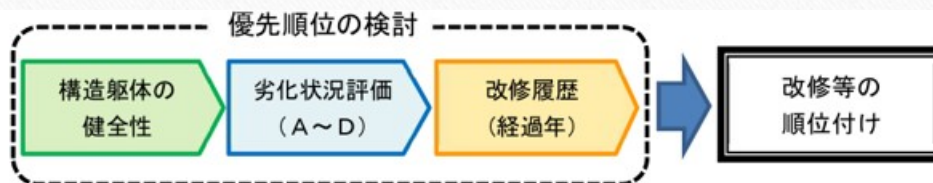
## (2) 荒川区教育施設長寿命化計画 (2020) 2021～2055, 35年計画

---

- 児童生徒数の増加 教育施設の配置状況
- ① 区総合管理計画に示された更新周期の80年
- ② 児童・生徒の動向への対応 2002以降増加傾向
- 再開発事業計画 一部の学校で既存の学校施設の改修では普通教室の確保難しく
- 同一年度における建替え校数の検討、3校並行、2校並行
- 施設設備の水準 ICT活用、習熟度別学習、
- 特別支援教育の充実、防災、教室・体育館への空調設備導入
- バリアフリー、学童クラブ

# 同時施工可能上限3校

## 老朽化＋児童生徒数の動向などから判断 校庭に新校舎



建替えシミュレーション（建築年度順）

| 学校名      | 建築年度 | 令和10年 | 令和11年 | 令和12年 | 令和13年 | 令和14年 | 令和15年 | 令和16年 | 令和17年 | 令和18年 | 令和19年 | 令和20年 | 令和21年 | 令和22年 |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第二峡田小学校  | S33  | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 赤土小学校    | S33  |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 尾久宮前小学校  | S34  |       |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 第九中学校    | S35  |       |       |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |       |       |       |       |       |       |
| 第四峡田小学校  | S36  |       |       |       |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |       |       |       |       |       |
| 第一中学校    | S36  |       |       |       |       |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |       |       |       |       |
| 第四中学校    | S36  |       |       |       |       |       |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |       |       |       |
| 第七中学校    | S36  |       |       |       |       |       |       |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |       |       |
| 大門小学校    | S37  |       |       |       |       |       |       |       |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |       |
| 瑞光小学校    | S38  |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |       |
| 第六日暮里小学校 | S39  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 基本設計  | 実施設計  | 建替え   |
| 第六瑞光小学校  | S39  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 基本設計  | 実施設計  |
| 第一日暮里小学校 | S40  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 基本設計  |

※建替え：既存校舎解体、新校舎建設、校庭整備等



2024. 9月議会 11.24  
今後の教育施設の在り方について  
並木一元（自民党）

区内の学校は建築年数の古いものが多く、計画的な建て替えを可能な限り早期に進めていくべき。 - 建て替えの順番や工事期間は、現時点でどのように想定しているのか。工事期間中の代替校舎の確保にあたっては、何よりも子どもたちへの影響を極力少なくするよう努めてほしい。 - 全学校へのプール整備の必要性のほか、学校の適正配置や小中一貫校等についても、改めて必要性を検討すべき。現在の検討状況及び今後のスケジュールについて、区の見解を問う。

(回答) 速やかな修繕や計画的な大規模改修により、建物の長寿命化に努めるとともに、詳細かつ現実的な建て替えの検討を進めてきた。建て替えの進め方やプールも含めた学校施設の整備水準、具体的なロードマップなどを計画としてまとめる予定である。原則は古い順だが、順番の前後は想定される。工期もこれまでより長くなる可能性があり、代替校舎の確保やバス送迎なども検討していく。学校の適正配置や小中一貫校等についても考慮する必要がある、年内に中間報告として基本的な考え方の案を示す予定



### （３）学校施設建替え計画の検討状況 （中間報告2回目）について（2025．7.時点）

---

- 適正配置・適正規模ではないので、合意形成の手続き（審議会）を
- 経ずに教育委員会が決定
- ～2024．建替えにおける建物規模等の調査実施（小12、中4、その他3）
- 2024～25 R37前に 築80年を経過する25施設を対象に「学校施設建替え計画」策定に向けた検討実施
- 学校プールの在り方検討実施（民間活用の試行等）



### (3) 学校施設建替え計画の検討状況（中間報告2回目）について

---

- 荒川区、今後30年程度をかけて、区内24校の学校施設を段階的に建て替える。区内の学校施設は半数以上が築50年以上経過し、老朽化。
- 第一期（2026～2035年度）
- 第二期（2036～45年度）
- 第三期（2046～2055年度）
- 築年数や老朽度合いを基準に優先順位を付けて建て替える。再整備バリアフリーや防災機能を備えた、現代の利用ニーズに対応した学校施設に

# 基準について再検討はしない 小中一貫校は区独自基準「18～27学級」

---

- 小学校：12～18学級（19～24学級は許容範囲）
- 通学距離1km以内
- 中学校：12～18学級（9～11学級は許容範囲）、
- 通学距離2km以内
- 小中一貫校・義務教育学校：18～27学級（24～36学級は許容範囲）
- 通学距離は小学校、中学校の基準に倣う。



# 三期に分けロードマップの作製

第一期 (R8～R17)

小学校 7校

瑞光小学校  
第六瑞光小学校  
第二峡田小学校  
第七峡田小学校  
赤土小学校  
尾久宮前小学校  
第六日暮里小学校



第二期 (R18～R27)

小学校 7校  
中学校 5校

第二瑞光小学校  
第三瑞光小学校  
第四峡田小学校  
第九峡田小学校  
尾久小学校  
大門小学校  
第一日暮里小学校  
第一中学校  
第四中学校  
第五中学校  
第七中学校  
第九中学校



第三期 (R28～R37)

小学校 4校  
幼稚園 1園

第三峡田小学校  
第五峡田小学校  
尾久西小学校  
尾久第六小学校  
花の木幼稚園

# 汐入東小⇒汐入小・・・吸収・合併？ 第六瑞光小⇒瑞光小・・・吸収・合併？ 代替校舎建設

| 対象校    | 理由                        | 統合等の可否                     | 統合後の活用                          |
|--------|---------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 汐入東小   | 小規模傾向<br>(単学級に<br>なる見込み)  | ○<br>汐入小と統合                | 既存校舎を代替校<br>舎として活用              |
| 第六瑞光小  | 単学級の継続                    | ○<br>瑞光小と統合                | 既存校舎の解体後、<br>用地を活用し、代替<br>校舎を建設 |
| 第三峡田小  | 小規模の継続<br>(単学級に<br>なる見込み) | △<br>今後の学級数の推移<br>を見ながら検討  | —                               |
| 第一日暮里小 | 小規模の継続<br>(単学級に<br>なる見込み) | ×<br>隣接校と<br>離れている         | —                               |
| 第九中    | 小規模の継続<br>(6学級に<br>なる見込み) | ×<br>隣接校に余裕なし<br>小中一貫教育の検討 | —                               |



# 小中一貫教育・・・小中一貫校 導入理由の説明が簡単すぎる

| 一貫校                         | 課題等                                                                                                              |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第六日暮里小<br>新設の中学校<br>(日暮里地区) | <ul style="list-style-type: none"><li>・第六日暮里小敷地に一貫校を建設</li><li>・諏訪台中の生徒数増の対応として、中学校を新設</li></ul>                 |
| 第七峡田小<br>第五中<br>(峡田地区)      | <ul style="list-style-type: none"><li>・第七峡田小敷地に一貫校を建設</li><li>・スーパー堤防との調整が必要</li><li>・第五中跡地は、代替校舎建設を想定</li></ul> |
| 赤土小<br>第九中<br>(尾久地区)        | <ul style="list-style-type: none"><li>・赤土小敷地に一貫校を建設</li><li>・第九中跡地は、第二校庭として利用を想定</li><li>・夜間学級は別途検討</li></ul>    |

小学校4つの地区ごとに、1か所程度施設分離型・施設一体型一貫校の可能性を検討、建替えに合わせて、小中一貫教育の推進を検討、既に実施している瑞光地区以外に施設一体型一貫校（峡田、尾久、日暮里）

---

- 小中一貫教育・・・多様な学びの在り方における選択肢の1つ
- 施設一体型のメリット・・・「異学年との交流の機会が増える」
- 「きめ細やかな指導（？）により、中学校の進学に際して子どもたちは速やかに順応できる」
- デメリットも併記・・・「9年間、人間関係の固定化」「小学校高学年のリーダー性、主体性の育成の困難さ」・・・デメリット解消法には触れず、
- 施設環境・・・9年間一貫教育課程に対応した施設環境、学年段階御区切りに対応した空間構成や施設構成、異学年交流スペース



# 学級数で表記、児童生徒数はない

---

- 第六日暮里小学校（6学級） ⇒新たに小中一貫校
- 瑞光小学校（18学級） + 第六瑞光小学校（6学級）
- 第七峡田小学校（12学級） ⇒ 5中と一貫校へ
- 第二峡田小学校（11学級）
- 赤土小学校（19学級） ⇒小中一貫校
- 尾久宮前小学校（11学級）
- 当面、工期が近い7校

# 代替校舎候補、他の公共施設も利用 同一敷地内工事・・・校庭の活動制限

## イ) 代替校舎候補

| 候補地      | 課題等                                                                            |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 生涯学習センター | ・ 既存機能（生涯学習センター、教育センター、シルバー大学、ふらっと、フラット等）の移転先が必要<br>・ 耐用年数 80 年とすると、R31 まで使用可能 |
| 汐入東小     | ・ 汐入小との統合                                                                      |
| 第五中敷地内   | ・ 既存校舎を残したまま同一敷地内へ代替校舎建設（代替校舎建設後、既存校舎を解体）                                      |
| 第六瑞光小敷地内 | ・ 瑞光小との統合<br>・ 既存校舎は規模が小さいため、既存校舎解体後、代替校舎として建替えが必要                             |

※建替え後の代替校舎用地については、区全体のまちづくりに資する公共施設等の用地として活用を検討する。



複合化、  
学童保育・建替え実施全小学校  
更新等に課題のある公共施設・近隣施設、整備が必要な施設⇒  
検討

---

| 項目                     | 検討案                                         |
|------------------------|---------------------------------------------|
| 日暮里地域の中学校知的固定特別支援学級の設置 | 第六日暮里小用地の小中一貫校に設置                           |
| 自閉症・情緒障害固定特別支援学級の設置    | 小学校、中学校に各1か所設置                              |
| 学びの多様化に資する施設の検討        | 既存の支援体制の継続や見直しとともに、「学びの多様化学校」の整備の必要性についても検討 |

# 建替えに乗り学校プール廃止 23区中心部は温水・屋内プール化して地域共用の方 針なのに 葛飾・荒川は廃止へ

---

- 建替えを踏まえた学校プールのあり方案
- 学校プールについては、施設・設備の老朽化に加え、猛暑等により実施できないことや、指導の質の確保、施設の維持管理に係る教員の負担等が課題
- ⇒建替えの際の学校プールのあり方を検討中
- 2024年度に行った民間プール活用の試行も



# 今後のスケジュールが早すぎる あくまで原案、地域関係者、保護者、学識経験者 などによる検討会などの必要性

---

- 2025 7～9月 関係者等への説明
- 児童・生徒等へのアンケート 11月
- 建替え計画（素案）作成 12月
- パブリック・コメント 2026年 2月
- 3月 建替え計画（案）作成 建替え計画策定
- 建替えを理由とした通学区域外学校への優先的入学はない 汐入小、第三中制限校扱継続

# 文科省統廃合「手引き」(2015)

## 小規模校存続の4つのケース、存続の代替案

⇒岐阜県山県方式（時々バス移動して合同授業）  
など

- ① 離島や山間部、豪雪地帯など、近隣の学校間の距離が遠すぎる、季節により交通事情が著しく異なるなど、学校統合に伴いスクールバス等を導入しても安全安心な通学ができないと判断される場合
- ② 学校統合後に、更なる少子化の進展や地域の産業構造の変化等の事情により児童生徒数が減少するなど、安定的に通学可能な範囲で更なる学校統合を進めることが難しい場合
- ③ 同一市町村内に一つずつしか小・中学校がない場合
- ④ 学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合



## 4. 小中一貫教育、小中一貫校とは

広島県呉市「研究開発学校」として小中一貫校スタート

(2000)

- 財政危機の市、3小1中統廃合を根拠づけるための小中一貫カリキュラム
- 「中1ギャップ」、小5から下降する自己有能感 4・3・2制の根拠に。発達心理学的には、思春期に低下する有能感はネガティブなものではないにもかかわらず。
- 03-04年 教育特区で拡大、統廃合を進め財界の意向をカリキュラムに反映、品川区、京都市など
- 大規模統廃合、
- 京都市、三鷹市、コミュニティ・スクールのモデルへ
- 各地で中学校区で全校をまとめる「学園」構想

課題ありも86%  
こちらは記載が多い。  
(2013.朝日新聞調査)

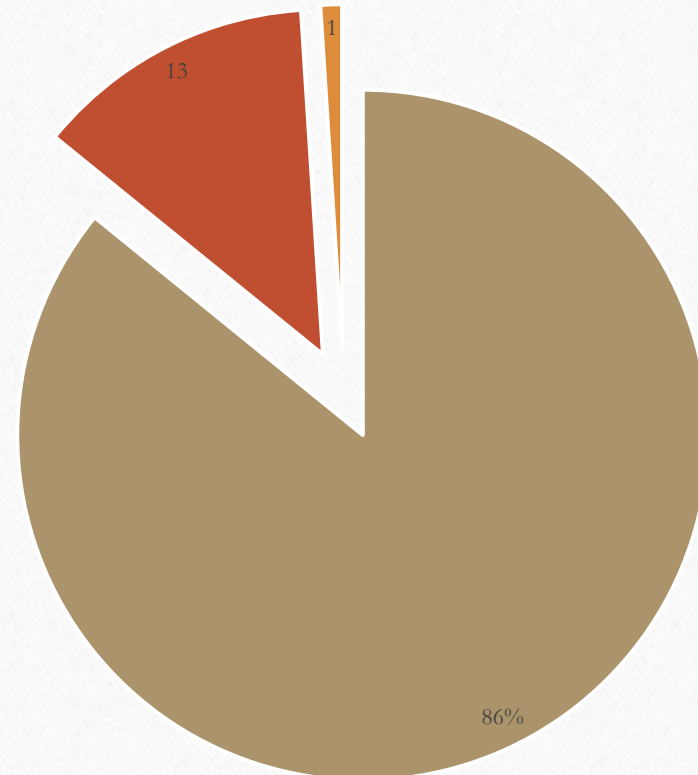
## 5・6・7年生に集中する課題

「7年生の対応に教職員・児童もとまどい」「6・7年生が1番の課題」「7年生の充実」「小6がリーダーの役割を発揮できない」「7年生が中学生としての自覚もつ工夫を」「成長の切れ目の小中の切れ目がうまく機能しない」「卒業式にそれぞれの思いで合同に難しさ」など集中する。

教員も「5・6・7」関係の回答多数

⇒接続部に制度的課題があるのでは

小中一貫校の課題



■ 課題がある ■ いまのところない ■ わからない

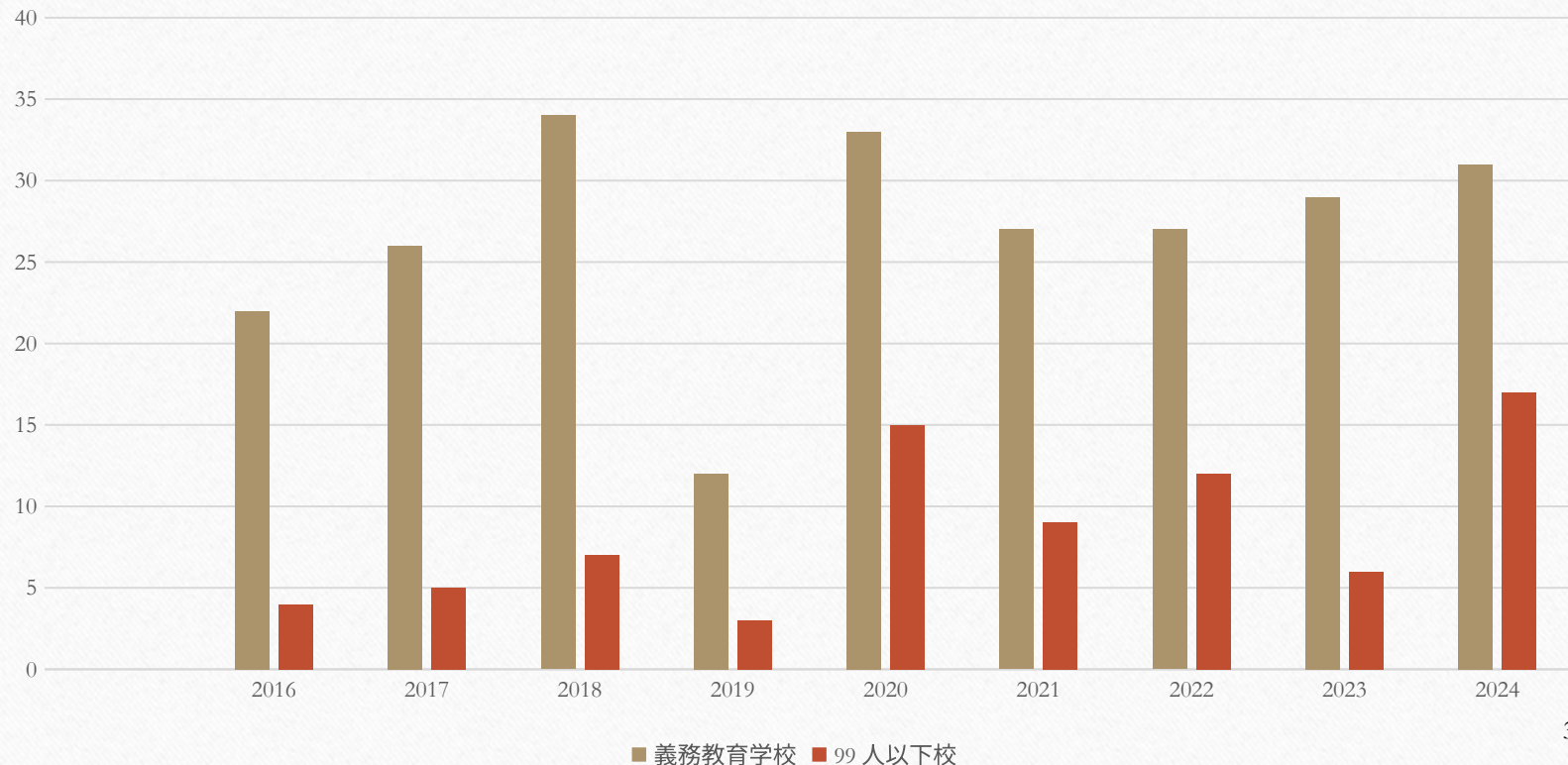


# 義務教育学校開設校数推移

義務教育学校数と、うち99人以下校数の推移

地域に小・中存続のための小規模校が増えている

＋特認校も 24年度は鹿児島県十島村で7校（島留学）

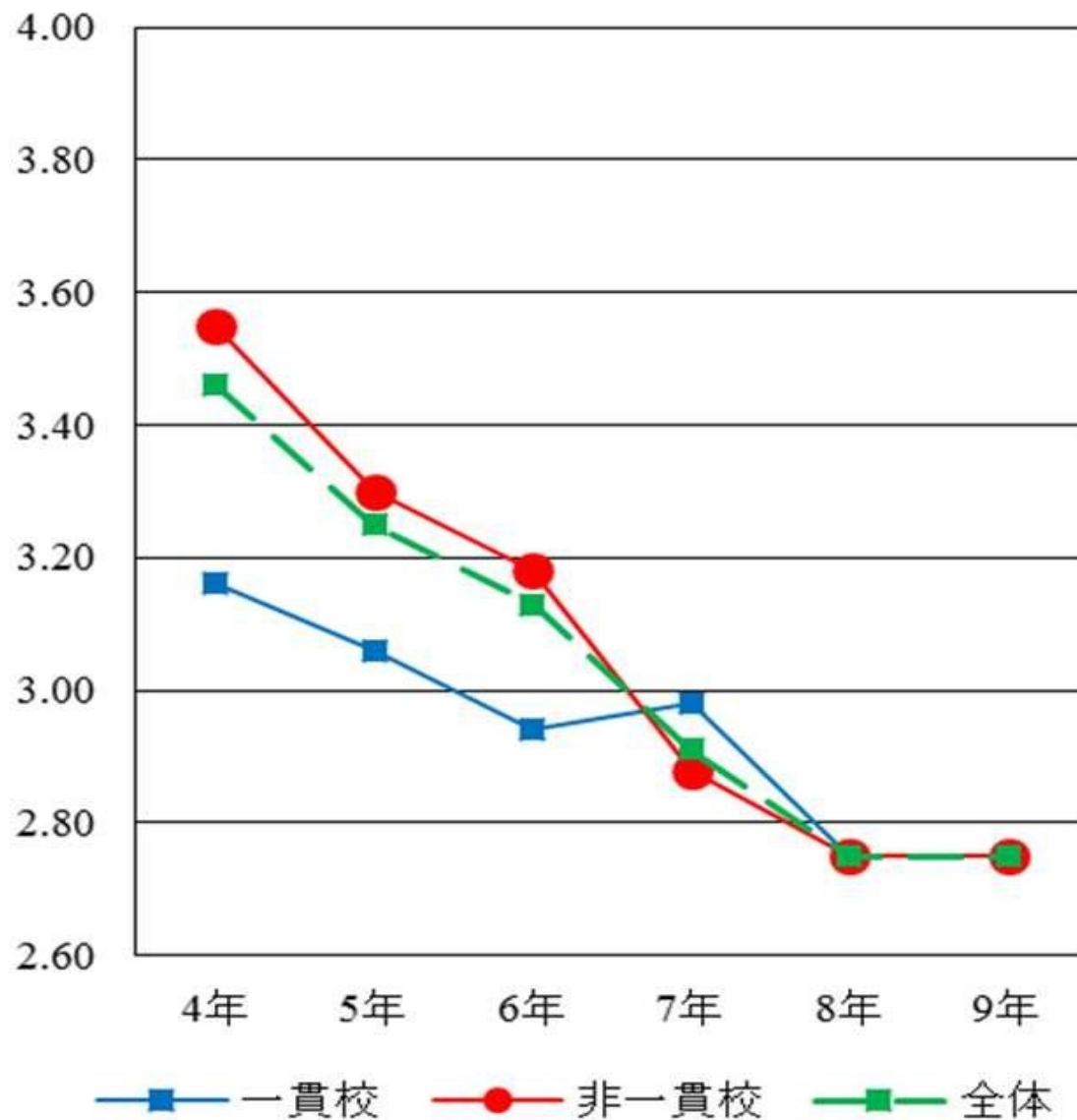


# 子どもを対象にした大規模意調査 一貫校と普通の小・中学校を比較した 大規模アンケート調査

- 科学研究費研究「小中一貫教育の総合的研究」（2012-14年度）
- 2013年、小中一貫校と非一貫校を比較した大規模アンケート調査、発達心理学関係3名、教育課程関係2名を含む領域を超えた研究者約10名による。
- 小中一貫校（小7校 711名、中7校、682名 規模は多様）
- 非一貫校（小40校 3587名、中16校、3205名）の、小4・5・6・中1・2・3を比較した調査
- 学校適応感、精神的健康、コンピテンス、独立性、協調性に着目して



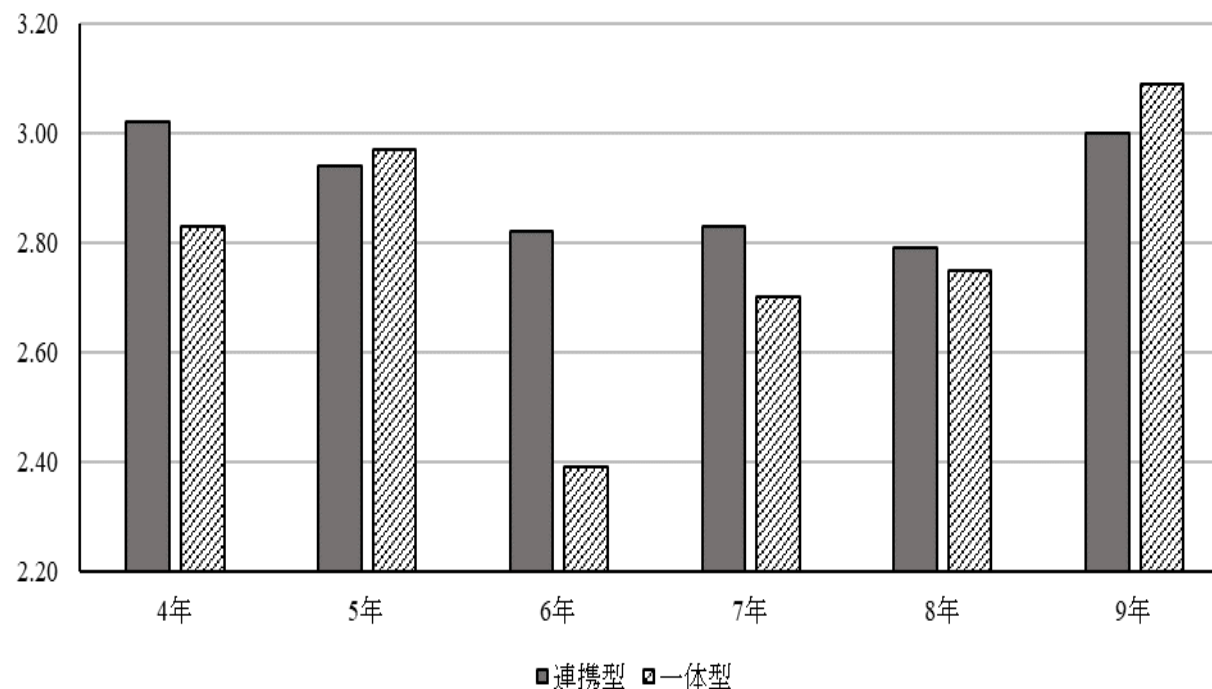
# 子どもの「自信」 についてみる と・・・



## 4. つくば市の検証 大規模調査 (2018)

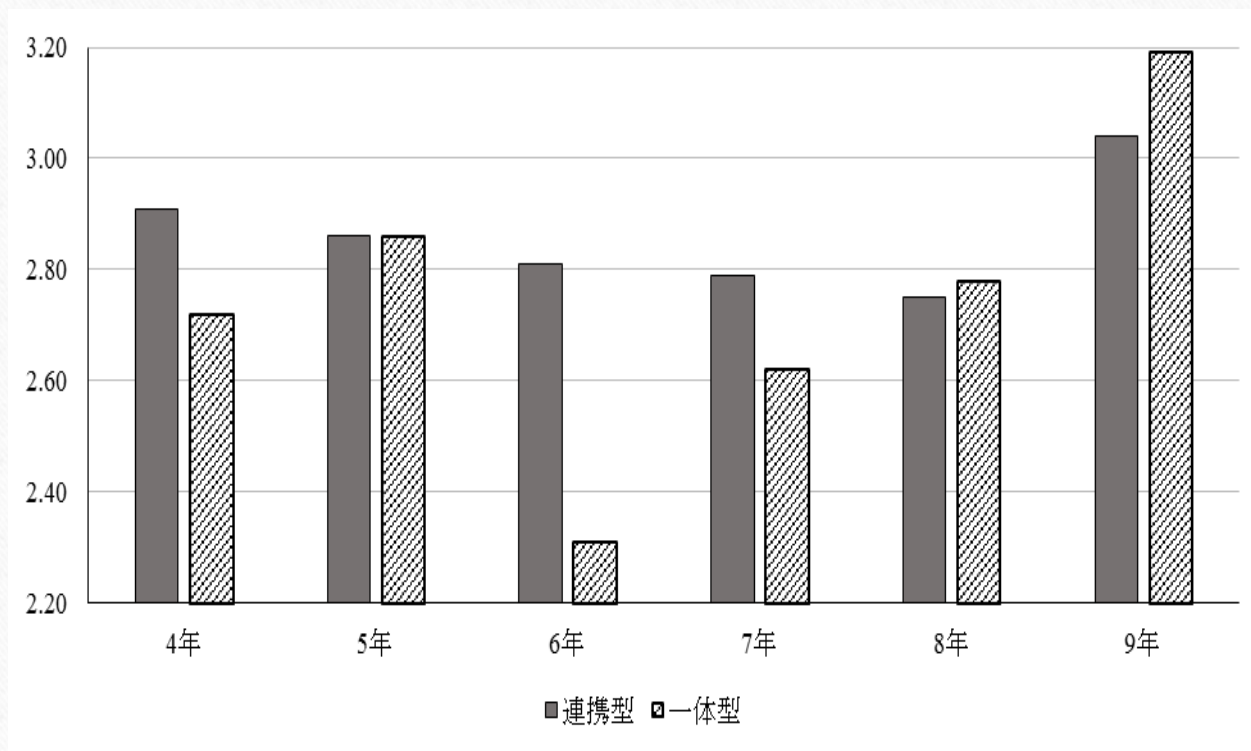
### 教師からのソーシャルサポート 小中一貫校の「6年生」問題

Microsoft Word - 済\_0629「報告書」①はじめに (ABCD氏修正).doc





# 対教師関係



# つくば市、義務教育学校計画を見直し、

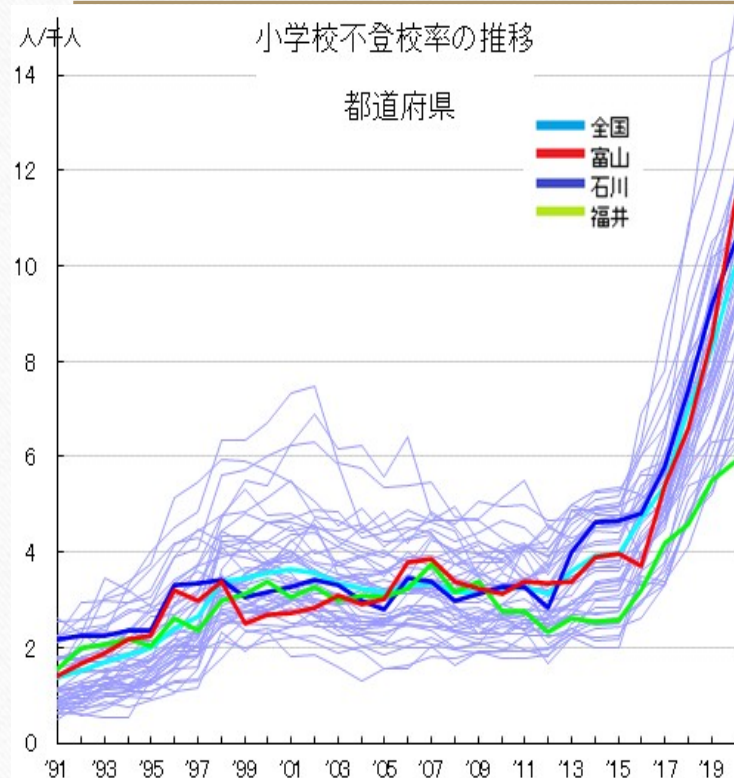
---

- つくば市、 小中一貫教育検証報告書(2018) によって、義務教育学校導入を見直し、今後建設する場合は、独立した小学校、中学校にすることに
- 4・3・2制を6・3制に戻す 義務教育学校計画撤回へ(2020)
- しかし2022年度、茨城県不登校率トップに、つくば市の突出、
- 既設の大規模義務教育学校に多くの課題



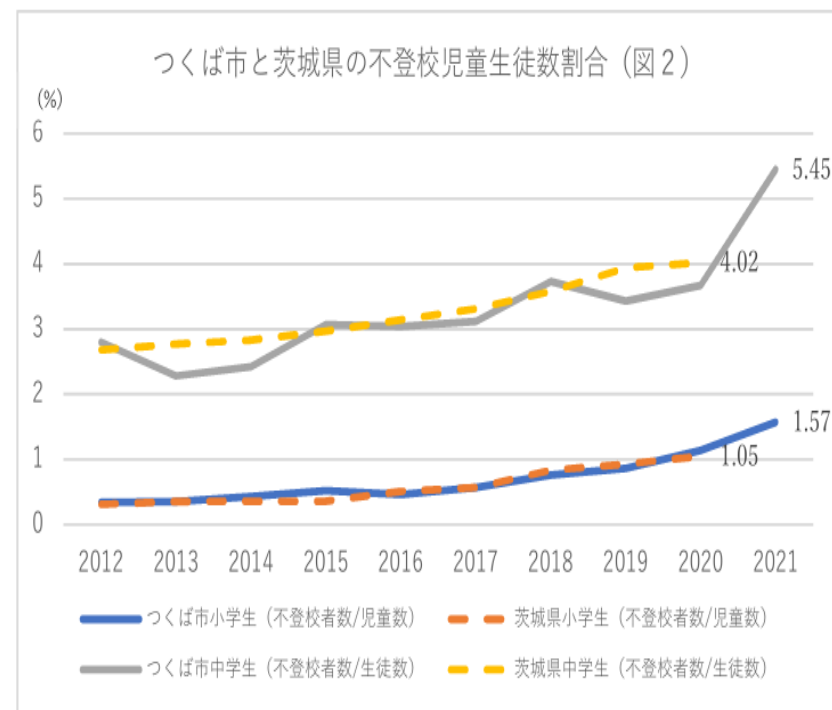
# 2022年度、茨城県不登校率トップに、つくば市の突出、大規模義務教育学校に多くの課題

門脇厚司前教育長、2018「大綱」で方針転換した後も



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(※2) 茨城県は2020年度までのデータ



# 子どもの精神的健康度 小規模校に優位な傾向が

図2-27 個の認識・主張

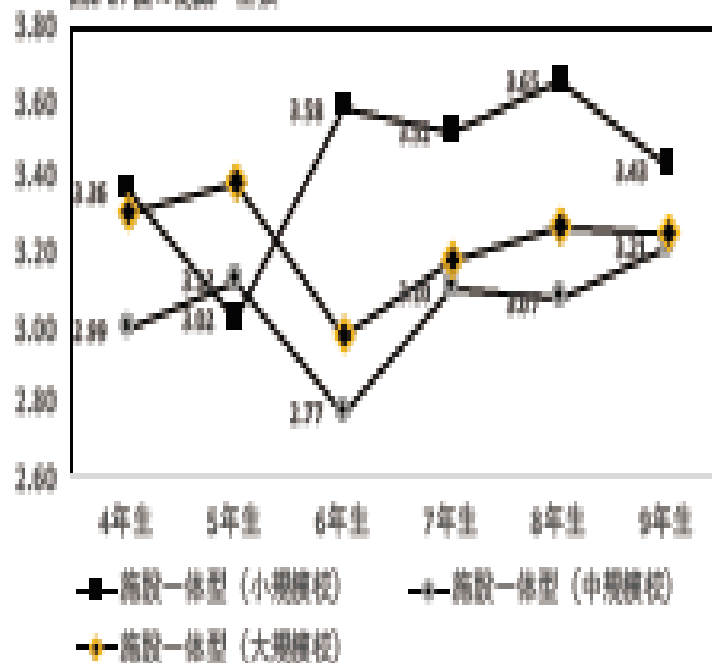
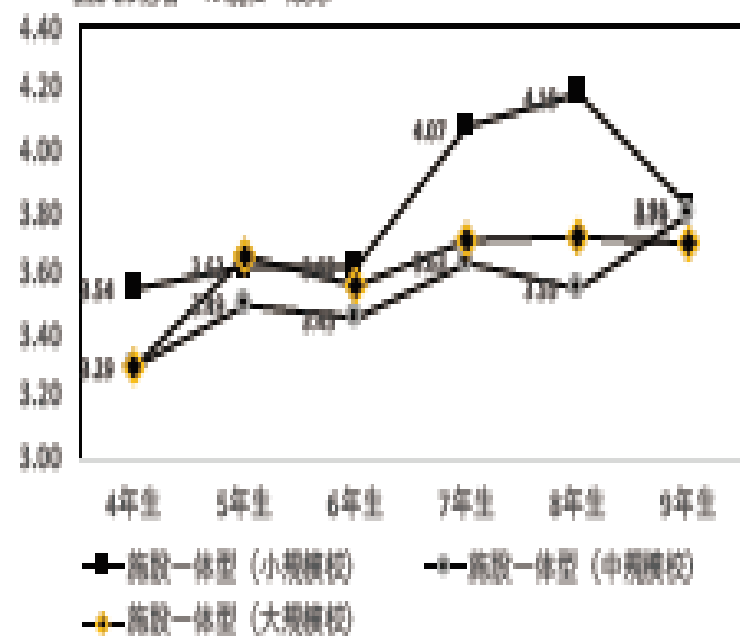


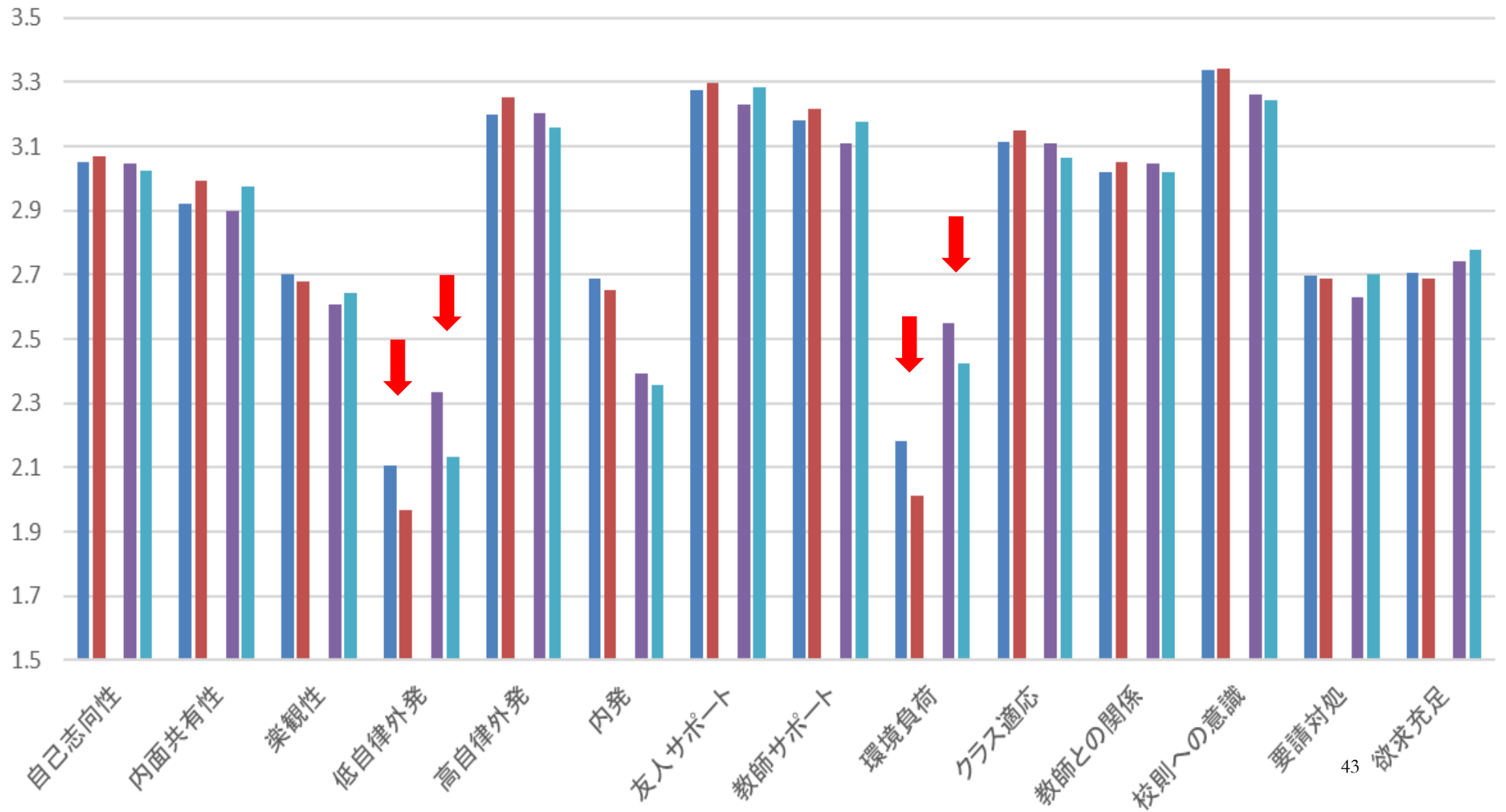
図2-29 他者への認知・期待





2022-23年度縦断調査結果

■ 6年生 一貫 ■ 6年生 非一貫 ■ 7年生 一貫 ■ 7年生 非一貫



## 5. 子どもにとってリスクもある統廃合

- ダメージを受けた子どもたち、子どもの発達にとっての地域の重要性
- 「地域が子どもを守る ー東京・東久留米の学校統廃合を考えるー」2007年 ケイ・アイ・メディア、田中孝彦、山本由美、東久留米の教育を考える会
- 東京都東久留米滝山小の統廃合(2003年)のケース
- 学校統廃合後、子どもたちが広い意味での“心的外傷”、不登校「荒れ」 ← ①教育内容・方法のすり合わせなし。② 前校の教師配置せず。 荒れなかった4年生は…



# 「こども基本法(2022)に基づくこども施策の策定等への こどもの意見の反映について」 「こども施策の策定等へ のこどもの意見反映に関するQ & A」 (2022.11、14 子ども 家庭庁設立準備室)

- 国及び地方公共団体に対し、「こども施策の策定、実施、評価に当たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずること」を義務付ける。
- 聴取したこどもの意見を実際に反映するかどうか「当該施策の主たる目的、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などの考慮要素とこどもの意見とを比較衡量し」、こどもの最善の利益を実現する観点から合理的に判断される。
- 「検討の結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得」る。ただしその場合も、「フィードバックの必要性」がある。